



平成29年3月30日

【照会先】

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

課長 中川 望

指導係長 大塚 喜和

(直通電話) 078-367-0820

報道関係者 各位

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施

～アルバイトを始める新入学生が多い4月から7月にかけて～

兵庫労働局（局長 小林健）では平成 28 年度に引き続き、来年度（平成 29 年度）も兵庫県内の大学等（大学、短期大学、高等専門学校等）を対象に、新入学生がアルバイトを始める前に労働条件の確認をしていただくことを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します（キャンペーン概要 別添 1）。

学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。

兵庫労働局では、学生アルバイトの労働条件を確保するため、関係法令の周知・啓発等に取り組んでいますが、これらのトラブルの中には、学生が必要な知識を持っていれば簡単に避けられるものも少なくありません。また、労働法等の知識は学生の皆さんが就職する時にも役立ちます。

本キャンペーンでは、新入学生がアルバイトを始める前に、労働条件の確認を促すため、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までの間、学生への3種類のリーフレット（別添 2～4）及び「労働条件通知書」（別添 5）の配布、ポスター（別添 6）等による周知・啓発や大学等での説明会、出張相談等を計画しています。

なお、平成 28 年度のキャンペーンでは、兵庫労働局管内の大学等に対して各リーフレットを約 7, 0 0 0 枚配布し、また説明会を 7 回、出張相談を 8 回実施いたしました。

確かめよう！

労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

キャラクター 「たしかめたん」

[キャンペーンの概要]

1 実施期間

平成 29 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日

2 主な取組内容

- (1) アルバイトをする前に知っておきたい 7 つのポイントをまとめたリーフレットや、具体的なトラブル事例をQ & Aの形式で掲載したリーフレット、労働法にまつわるトラブル事例を元にした労働法クイズを掲載したリーフレット、さらにはトラブル事例をイラストでわかり易く掲載したポスター等を学生へ配布し、また大学等での掲示による周知・啓発を行います。
- (2) 兵庫労働局により、大学等で説明会や出張相談会を実施します。
- (3) 兵庫労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナー下記に記載)に「若者相談コーナー」を設置し、学生等からの相談に重点的に対応します。

○若者相談コーナー

労働局やお近くの労働基準監督署の「若者相談コーナー」にご連絡ください。

(平日 午前8時30分～午後5時15分)

行政機関名	所在地	電話番号
兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課	神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー15F	078-367-0820
神戸東労働基準監督署	神戸市中央区海岸通 29	078-332-5353
神戸西労働基準監督署	神戸市兵庫区水木通 10-1-5	078-576-1831
尼崎労働基準監督署	尼崎市東灘波町 4-18-36	06-6481-1541
姫路労働基準監督署	姫路市北条 1-83	079-224-1481
伊丹労働基準監督署	伊丹市昆陽 1-1-6	072-772-6224
西宮労働基準監督署	西宮市浜町 7-35	0798-26-3733
加古川労働基準監督署	加古川市野口町良野 1737	079-422-5001
西脇労働基準監督署	西脇市西脇 885-30	0795-22-3366
但馬労働基準監督署	豊岡市大手町 9-15	0796-22-5145
相生労働基準監督署	相生市旭 1-3-18	0791-22-1020
淡路労働基準監督署	洲本市桑間 280-2	0799-22-2591

(別添 1)

平成 29 年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要

1 実施期間

平成 29 年 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

(新入学生がアルバイトを始める 4 月から夏休みの始めまで)

2 重点事項

- (1)労働条件の明示、(2)勤務シフトの適切な設定、(3)労働時間の適正な把握、
- (4)商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止、
- (5)労働契約の不履行等に対する罰金額の定めや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

3 実施事項

(1)本省の実施事項

ア 事業主団体等への要請（キャンペーンに先だって実施）

イ 大学等への協力依頼

○リーフレット及びポスターの配布、学内広報による周知依頼

○都道府県労働局による出張相談への協力依頼

○関係のウェブサイトやツールの利用勧奨の依頼

○大学等教職員向けの参考冊子の作成・配布

ウ 各都道府県及び政令市への協力依頼

○広報の協力依頼、リーフレット及びポスターの配布依頼

エ 関係団体への協力依頼

○大学等団体、全国社労士会連合会等にキャンペーンの周知等の協力依頼

オ 事業主団体への周知

カ 周知、啓発の実施

○報道発表及び厚生労働省ホームページへの掲載

(2)都道府県労働局の実施事項

ア 大学等における出張相談等

○大学等における説明会、出張相談

○相談窓口等の案内依頼

○局内での情報共有、迅速対応

イ 「若者相談コーナー」の設置

○総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置、表示

ウ 周知・啓発の実施

○報道発表、広報誌への掲載依頼、集団指導の周知

エ リーフレットの配布

オ ポスターの掲示

～就職・アルバイトを始める前に知っておきたい! 労働法クイズ～

○×クイズ

君は何問正解できるか?

アルバイト代関係	①街でアルバイトの募集広告を見ました。このアルバイトの時給は830円で研修中は820円みたいです。このお店がある県の最低賃金は823円ですが、研修中はいろいろ教えてもらうんだから時給が低くてもしょうがないと思っています。 ○か×か。
	②店長に言われて開店の準備や片付けをしています。お店と合意した仕事はあくまで「接客」なので、接客以外の業務については、時間も短く、アルバイト代は払わないことになっていると言われました。でも実際にお店のために働いたんだからアルバイト代はもらえますよね。 ○か×か。
	③仕事中に誤ってお皿を割ってしまいました。月末のアルバイト代から勝手に弁償金を差し引かれてましたが、お皿を割ってしまった自分が悪いので、しょうがないですね。 ○か×か。
	④アルバイトで毎回タイムカードに記録された時間のうち、15分未満が切り捨てられてアルバイト代の計算がされています。短時間でもちゃんと働いていることに違いはないのだから、アルバイト代の計算に入れるべきですね。 ○か×か。
	⑤アルバイト先には「遅刻をしたら罰金3,000円」というルールがあります。遅刻をした分のアルバイト代が支払われないのは納得していますが、やっぱり遅刻した自分が悪いので「罰金」も払わなければいけないんですね。 ○か×か。
時間関係	⑥週末に1日に7時間働いています。いつも忙しくて、休憩が15分くらいしか取れていません。お店のみんなも忙しくて休憩を取れていないので、私も休憩が取れなくても仕方ないですね。 ○か×か。
	⑦「アルバイトの人が足りないんだから、店が困らないように協力するのは当たり前だ。」とお店から言われました。その日はもともとシフトに入らないことになっている曜日なのですが、テストがあって絶対に休めないのに無理矢理シフトを入れられて困っています。お店は大変だろうけど、私もテストを受けないと進級できなくなっちゃうかもしれないし、テストを休んでまでアルバイトに行くのはおかしいですね。 ○か×か。
	⑧高校1年生(16歳)です。店長から「今日は忙しいから閉店時間(午後11時)まで働いて欲しい。」と言われました。お店が困っているんだから、働いていいですね。 ○か×か。
退職・解雇関係	⑨余りに忙しくて学校の勉強をする時間がとれなくなってきたので、「来月いっぱいアルバイトを辞めたいです。」とお店に伝えたら、店長から「突然辞めると言い出すのは迷惑だ。代替りの人を見付けるまで辞めさせない。」と言われてしまいました。確かに代替りがいないとお店は困るかもしれないので、自分で代替りを見付けてから辞めるしかないですね。 ○か×か。
その他	⑩仕事中にけがをしてしまいました。会社からは「キミの不注意が原因なので、治療費は自分で払ってもらいます。健康保険に入ってるでしょ」と言われました。確かに健康保険があるから治療費はそんなに高くないし、自分のミスだから自分で治療費払うしかないですね。 ○か×か。

夜間・土日の相談は

労働条件相談ほっとラインへ

0120-811-610

月～金：午後5時～午後10時 土・日：午前10時～午後5時

確かめよう!
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」
キャラクター「たしかめたん」

相談準備シート

相談日時：平成 年 月 日 時～

◆相談者	氏名 (歳)
◆相談したい仕事について	勤め先の名称 場所 仕事の内容 給料など 働く時間
◆どんなことが起きたのか？ コツ ・一つの文には書く事柄を一つにしておく ・ここでは「事実」を書く。自分の感情や思い、希望ではない(主観と客観を分ける) ・事実をありのままに(自分に不利なことでも嘘は厳禁)	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
◆問題を整理してみる	① 誰が困っているのか ② ①の人がどう困っているのか(例：お金に関すること、働く時間、セクハラ、等) ③ ①の困り事に関係している他の人は誰か ④ ①の人が今回一番困っているのはどの点か(2つあってもよい) ⑤ 結局どうしたいのか(どうしてあげたいか)
◆持参できそうな資料 (相談する相手に理解してもらうために使えそうな情報) ※資料が無くても相談することは可能です	例) タイムカードのコピー、シフト表、給料明細、店長が話した音声・メモ、メール・SNSメッセージなど

おもて面 (労働法クイズ)の答え

① × ② ○ ③ × ④ ○ ⑤ ×
⑥ × ⑦ ○ ⑧ × ⑨ × ⑩ ×

ネットで検索

確かめよう労働条件

検索

URL : <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

※クイズの解説も掲載しています。



アルバイトの
労働条件を確かめよう!



学生・生徒の皆さんへ

アルバイトのトラブル こんな事で困っていませんか?

お店が忙しくて
休憩がもらえません



学校のテストがある日も
シフトを入れられて
しまいます



開店の準備や
片付けの時間の
給料がもらえません



店長から
食事に行こうと
しつこく誘われます



売れ残った商品を
買い取れって言われます



代わりを見つけないと
バイトを辞めさせて
もらえません



おかしい!! と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索

確かめよう労働条件

検索

URL : <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



電話で相談

労働条件相談ほっとライン

は い ! ろ う ど う
☎ 0120-811-610

月～金：午後5時～午後10時 土・日：午前10時～午後5時

アルバイトを始める際に、会社から労働条件を示してもらいましょう！
通知書は大切に保管しましょう！！



労働条件通知書

(学生アルバイト用)

※シフトの設定 (始業・終業の時刻、休日、勤務日など) に当たって、学業とアルバイトの両立に配慮してください。

殿 年 月 日	
会社等の名称と所在地 _____ 使用者の職名と氏名 _____	
契約期間	1 期間の定めなし 期間の定めあり (2～4は「期間の定めあり」の場合に記入) 2 契約期間 (年 月 日～ 年 月 日) 3 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他 ()] 4 契約の更新は、次により判断する。[・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度・能力・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 ()]
就業の場所	
従事する業務	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 始業 (時 分) 終業 (時 分) 2 休憩時間 () 分 3 所定時間外労働の有無 (有 (1週 時間、1か月 時間、1年 時間), 無) 4 休日労働 (有 (1か月 日、1年 日), 無) ※1 勤務シフトによる場合は、上記1を基本としつつ、勤務シフト表により定められた始業・終業時刻による。(なお、始業・終業時間を繰上げ・繰下げる場合もある。) ※2 変形労働時間制や交代制の採用の有無 (有・無) 有の場合、詳細は別途定める。 ※3 フレックス制などが労働者に適用される場合は別途定める。
休日及び勤務日	1 勤務日：毎週 _____ 曜日、その他 () (週毎に勤務日が定められていない場合は) 週・月当たり _____ 日、その他 () 2 1年単位の変形労働時間制の場合一年間 _____ 日 3 休日：毎週 _____ 曜日、国民の祝日、その他 ()
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 _____ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) - ____ か月経過で ____ 日 時間単位年休 (有・無) 2 その他の休暇 有給 (種類：)、無給 (種類：)
賃 金	1 基本賃金 イ 月給 (円)、ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円)、ニ その他 (円) 2 諸手当の額又は計算方法 (手当 円 / 計算方法：) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内 () %、月60時間超 () %、所定超 () % ロ 休日 法定休日 () %、法定外休日 () % ハ 深夜 () % 4 賃金締切日 (種類：) - 毎月 ____ 日、(種類：) - 毎月 ____ 日 5 賃金支払日 (種類：) - 毎月 ____ 日、(種類：) - 毎月 ____ 日 6 賃金の支払方法 () 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無 , 有 ()) 8 昇給 (有 (時期、金額等) , 無) 9 賞与 (有 (時期、金額等) , 無) 10 退職金 (有 (時期、金額等) , 無)
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続き (退職する ____ 日以上前に届け出ること) 2 解雇の事由及び手続 ()
その他	1 社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ()) 2 雇用保険の適用 (有・無) 3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 _____ 担当者職氏名 _____ (連絡先 _____)

学生の皆さんへ

アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

- Point 1** アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
- Point 2** バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
- Point 3** アルバイトでも、残業手当があります
- Point 4** アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
- Point 5** アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます
- Point 6** アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
- Point 7** 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

ご相談はこちらへ

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課
総合労働相談コーナー

電話 078-367-0850

月～金（祝・祭日除く）午前8時30分から午後5時15分まで

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」





アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！

働き始めてから、「最初に聞いた話と違って」ということにならないように、会社から契約書など書面をもらい、労働条件をしっかりと確認しましょう。特に次の6項目については必ず確認しましょう。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）



バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払われるのが原則！

労働基準法では、バイト代などの賃金について「賃金の支払いの5原則」というルールがあります。バイト代は、①通貨で、②全額を、③労働者に直接、④毎月1回以上、⑤一定の期日に支払われなければなりません。また、バイト代などの賃金は都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回することはできません。

【減給にも制限があります】

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことを理由に、就業規則に基づいて、制裁として、本来受けるべき賃金の一部が減額されることがあります（これを減給といいます。）。

しかし、事業主（会社）は規律違反をした労働者に対して無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。



アルバイトでも、残業手当があります

労働基準法では、法定労働時間を超えて残業をさせる場合、事業主はあらかじめ、労使協定（「36（さぶろく）協定」）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません。また、残業に対しては、割増賃金（残業手当）を次のように支払うよう定めています。

- ① 1日8時間または週40時間を超えた場合は、通常の賃金の25%以上の割増賃金 ※
- ② 1か月に60時間を超える①の残業の割増率は50%（ただし、中小企業は猶予）

また、午後10時から午前5時までに働いた場合は25%以上の割増賃金（深夜手当）が支払われます。

※ 労働者10人未満の商業、接客娯楽業等は週44時間



アルバイトでも、条件を満たせば有給休暇が取れます

年次有給休暇とは、あらかじめ働くことになっている日に仕事を休んでも、賃金がもらえる休暇のことで、いわゆる「有休」や「年休」のことです。年次有給休暇は、正社員、パート、アルバイトなどの働き方に関係なく、次の条件を満たす場合、取ることができます。

- ・ 週1日以上または年間48日以上勤務をする方で、
- ・ 雇われた日から6か月以上継続勤務し、
- ・ 決められた労働日数の8割以上出勤した方



アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます

正社員、アルバイトなどの働き方に関係なく、また、1日だけの短期のアルバイトも含めて、労災保険の対象です。仕事の原因の病気やけが、通勤途中の事故で病院に行くときは、健康保険を使えません。病院で受診するときに、窓口で労災保険を使うことを申し出てください。原則として治療費は無料となります。また、仕事の原因のけがなどで仕事を休み、バイト代をもらえない場合は、休業補償制度があります。



アルバイトでも、会社の都合で自由に解雇することはできません

アルバイトだからといって、簡単に解雇できるものではありません。解雇は、会社がいつでも自由に行えるというものではなく、社会の常識に照らして納得が得られる理由が必要なのです。



困ったときには、総合労働コーナーに相談を

アルバイトをして労働条件など、労働関係で困った場合は、全国の労働局や労働基準監督署などにある「総合労働相談コーナー」にご相談ください。相談は無料です。また、夜間・土日の相談は、「労働条件相談ほっとライン」を活用してください。

学生の皆さんへ

学生アルバイトのトラブル Q & A

(知っておきたい働くときのポイント)

Q1

アルバイトを始めることになりましたが、時給や勤務時間（働く時間）などの働く条件について「募集広告に書いてあるとおりだよ」としか言われないのですが？！

A



働く条件を書いた書面を必ずもらってください！

後で「最初に聞いた話と実際の時給や働く時間などが違う」と困らないように、アルバイト先から書面をもらって保存しておきましょう。法律上も、①アルバイトをする期間、②仕事の内容や働く場所、③働く時間や休日、④時給など重要なことは、雇う側が働く人に、働く条件を示した書面を渡すこととなっています。

Q2

1回に6～8時間働くアルバイトをしています。休憩が15分くらいしか取れない日が多いのですが？！

A



法律で、アルバイトに対しても、働く時間が①6時間を超え8時間以下の場合には少なくとも45分、②8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を、与えなければならないことになっています！

Q3

決められた時間の前後に、オーナーや店長の指示で、開店準備や後片付け、次の勤務の準備をさせられているのですが、その分の時給がもらえません！

A



法律上、あなたを雇っている人（オーナーなど）や上司（店長など）の指示などに従って行う仕事については、その分の時給がちゃんと支払われなければなりません。例えば塾講師の場合で、授業時間外にオーナーや教室長に言われて仕事をしている場合にも、時給は発生します。

ちなみに、「毎回15分未満は切り捨て」というようなことは原則法律違反です！

Q4

店長に「アルバイトに残業代なんか出ない」って言われたのですが、本当ですか？あと、アルバイトでも有休が取れるって本当ですか？

A



アルバイトでも、法律上、1日8時間、1週40時間を超えて働いたら、残業代は出ます！また、法律上、アルバイトでも有休がとれる場合があります。

（詳しくは、厚生労働省ホームページの「労働条件に関する総合情報サイト 確かめよう労働条件」にある『アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント』のポイント3、4を見てください。）

Q5

アルバイトを始めるときに決めた曜日（回数）や時間を無視して、授業の日でもシフトを入れられてしまいます。テストの日に休みたいと言っても休ませてもらえません。

A



シフトを変更するには、事前に働く人と雇う人の合意が必要です（労働契約法の規定）。決められた曜日や時間を無視して無理矢理シフトに入れられるなど、一方的にシフトを変更されて困る時は、はっきりと断りましょう！また、決められた曜日や時間に急に学校の行事などが入ってしまった時でも、諦めずにオーナーや店長などによく相談しましょう。

Q6

クリスマスケーキなど季節の商品に販売ノルマがあって売れ残りを買わされます。あと、食器や商品を壊したりするといちいち弁償されるのですが、これってしょうがないんですか？

A



法律上、売れ残りを買う義務はありません！基本的にバイト代から自動的に天引きすることもできません。

また、お店のものや商品を壊したときは、弁償しなければならない場合もありますが、少なくとも、本来の値段以上を罰金として支払う必要はありません。

Q7

アルバイトを辞めさせてもらえません。「辞めるなら代わりのアルバイトを連れてこい」と言われます。

A



アルバイトを含む労働者は、原則として会社を退職することをいつでも申し入れることができます。

あらかじめ契約期間が定められていないときは、法律では、労働者は退職届を提出するなど退職の申入れをすれば、2週間経てば辞めることができます（民法の規定）。

ただし、急に辞めてしまうと、アルバイト先が困ることもあるでしょうから、アルバイト先とよく話し合ってください。

これらの問題を含め
アルバイトのトラブルで困ったときは

フリーダイヤルで相談したいとき

「労働条件相談ほっとライン」にご連絡ください。

はい！ ろうどう 月・火・木・金：午後5時～午後10時
0120-811-610 土・日：午前10時～午後5時

行政機関に相談したいとき

お近くの労働基準監督署や「総合労働相談コーナー」（労働局や労働基準監督署の中にあります）にご連絡ください。（平日午前8時30分～午後5時15分）

労働基準監督署

検 索

総合労働相談コーナー

検 索

厚生労働省ホームページにお近くの労働基準監督署や総合労働相談コーナーの場所が掲載されています。



ポータルサイトのHPはこちら↓



確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」